

「横浜みなとみらいホール 公式ウェブサイト・リニューアル業務委託」に関する
プロポーザル実施要領

1 目的

横浜みなとみらいホールでは、現行公式ウェブサイトの公開以来10年以上が経過しており、運用開始当時とは環境やアクセス媒体が当時と大きく変わっているため、ユーザビリティの観点から改良が急務となっています。加えて、これまで電話や対面で対応してきた施設利用の受付等を、効率化をはかるためウェブサイト上でも行えるよう機能を追加したいと考えています。

以上の事項を中心とする公式ウェブサイトのリニューアルを行うために、専門の知識と技術を有する事業者にも業務を委託します。

(1) 想定するメイン・ターゲット

ア ホール来場者 イベントやコンサートへの来場者

イ ホール利用者 イベントやコンサート等に利用する団体、事業者

(2) 今回のリニューアルで達成すべき要件

ア 国際文化都市横浜を代表するコンサートホールにふさわしいデザイン

イ サイト導線の分かりやすさ、ウェブアクセシビリティ指標への準拠

ウ SEO 対策

エ 閲覧デバイスによるレスポンス対応

オ CMS 上のコンテンツ管理の運用性、効率性

カ 外国語（英語）ページの作成、運用

キ 予約システムと連携した練習室の予約申込受付

ク 予約システムと連携した大・小ホールの抽選申込受付

ケ コンサートカレンダーに掲載する情報の収集及び該当ページへの掲載

2 業務概要

(1) 業務内容

横浜みなとみらいホール ウェブサイト構築

(2) 業務項目

ア 企画、全体の進行管理

イ ワイヤフレームの設計、デザイン

ウ コーディング、実装

エ テスト、デプロイ

オ 現行ウェブサイトのコンテンツ移行、適用作業

カ ウェブサイトの運用、保守

3 履行期間

契約の日から令和4年3月31日（木）まで

次年度以降の契約については令和4年2月末日までに別途協議する。

4 スケジュール

- ① 令和3年6月10日（木）参加意向申出書の提出
- ② 令和3年6月16日（水）～6月18日（金）個別説明会の実施
- ③ 令和3年6月22日（火）質問書の提出締め切り
- ④ 令和3年7月 8日（木）提案書提出締め切り
- ⑤ 令和3年7月12日（月）～7月13日（火）第一次選考（ヒアリング）の実施
- ⑥ 令和3年7月15日（木）第一次選考結果通知
- ⑦ 令和3年7月29日（木）第二次選考（プレゼンテーション）の実施
- ⑧ 令和3年8月 4日（水）第二次選考結果通知
- ⑨ 令和4年1月 6日（木）テストサイト 納品締め切り
- ⑩ 令和4年2月28日（月）検収書 納品締め切り
- ⑪ 令和4年4月 1日（金）ウェブサイト公開予定

※納品時期が指定されていない成果品に関しては適切と判断される時期に納品すること。

5 参考価格

5,000,000円（消費税額込）

6 委託者選定方式

企画提案書公募によるプロポーザル方式

7 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に定める内容をすべて満たす法人、もしくは複数の法人による共同事業体（以下「事業体」という。）とします。ただし、事業体が応募する場合は、必ず代表者を定めることとし、事業体を構築する者（以下「構成員」という。）は本プロポーザルについて複数の事業体に所属することはできないとともに、本プロポーザルについて事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

（1）ディレクターの要件

参加者は、本業務全体を統括する者を必ずディレクターとして登録し、その者の業務実績を提出してください。ディレクターの要件は下記のとおりです。

ア 本業務を効果的に実施するために、ウェブサイト関係業務を統括できる能力があると認められる者。

イ 参加者（共同事業体の場合は代表団体もしくは共同団体）に所属する者。

（2）サブディレクターの要件

参加者は、本業務統括者に加えて、横浜みなとみらいホール施設予約管理システムとの連携を

はかる予約機能サイトの構築を統括する者をサブディレクターとして登録し、その者の業務実績を提出してください。サブディレクターの要件は下記のとおりです。

ア 本業務を効果的に実施するために、横浜みなとみらいホール施設予約管理システムとの連携をはかる予約機能サイトの構築を統括できる能力があると認められる者。

イ 参加者（共同事業体の場合は代表団体もしくは共同団体）に所属する者。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51条）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項または第2項に違反している事実がある者ではない者。

(4) 参加者の制限 次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

カ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者。

キ 過去又は予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属する者。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

8 参加意向申出手続き

プロポーザルに参加を希望する場合は参加意向申出書（様式1-1又は1-2）及び誓約書（様式2）、個別説明会スケジュール希望調査書（様式3）を提出してください。

(1) 提出期限 令和3年6月10日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出先・提出方法

ア 提出先

横浜みなとみらいホール 経営グループ広報チーム プロポーザル担当宛

イ 提出方法

電子メールにて提出してください。

メール件名を「横浜みなとみらいホールウェブサイト・リニューアル プロポーザル参加申出書（事業者名）」とし、提出書類はPDF (Adobe Portable Document Format)形式としメール添付の上ご提出ください。

提出先メールアドレス：pr_mmh@yaf.or.jp

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1-1／共同提案の場合は、様式1-2）

イ 誓約書（様式2 / 共同提案の場合は、参加各社1部ずつ）

ウ 個別説明会スケジュール希望調査書（様式3）

（4）参加資格確認の結果の通知

参加資格が確認されなかった場合のみ、速やかにメール送付にて通知します。

9 個別説明会の実施

参加意向申出書受理後、当館が採用している予約システムを説明する個別説明会を実施します。

対 象 参加意向申出書を提出し参加資格が確認された事業者

（3名まで参加可。サブディレクターは必ず出席すること。）

実 施 日 令和3年6月16日（水）～18日（金）

場 所 横浜みなとみらいホール仮事務所

実施時間 1事業者につき最大50分程度とします。

希望日時は提出された個別説明会スケジュール希望調査書（様式3）をもとにプロポーザル事務局が調整し、6月14日（月）までに、メールにて通知します。

10 質問の受付と回答

個別説明会后、内容について疑義のある場合は、次により質問書を受け付けます。質問内容及び回答については、プロポーザル参加者全員に電子メールで通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

（1）受付期限

令和3年6月22日（火）

（2）提出方法

電子メールにて提出してください。

メール件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信形式はテキスト形式にて、質問書は添付ファイルとして Microsoft Word またはテキストファイルとしてください。

提出先メールアドレス：pr_mmh@yaf.or.jp

11 提案書の提出

（1）提出書類

ア 提案書（様式5 / 書式自由） ※様式に記載する質問事項への返答必須

イ 参考見積書（様式6 / 書式自由） ※内訳書を合わせて提出すること

（2）提出部数

9部

（3）受付期間

令和3年7月1日（木）午前11時～令和3年7月7日（水）午後5時（必着）

（4）提出先

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-3-1 PLOT48

横浜みなとみらいホール仮事務所

横浜みなとみらいホール 経営グループ広報チーム プロポーザル担当宛

(5) 提出方法

郵送にて提出してください。

封筒表面に「横浜みなとみらいホール ウェブサイト・リニューアル プロポーザル提案書在中」と記載してください。原則として提出期間を過ぎた場合は受け付けません。ただし、配達業者の遅延により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付けます。発送後に必ず担当まで電話連絡を行ってください。

1.2 事業者の選定

書類審査及びヒアリングによる第一次選考、プレゼンテーションによる第二次選考にて事業者を選定します。

(1) 第一次選考（ヒアリング）

実施日 令和3年7月12日（月）～7月13日（火）

場 所 オンライン

実施時間 1事業者につき最大50分程度とします。

評価者 外部有識者及びプロポーザル事務局

結果通知 選定結果は企画提案書等を提出し、ヒアリングに参加したすべての事業者に速やかに通知します。なお、通知方法は電子メールによる送付です。選定に関する異議等は受け付けません。

第一次選考の詳細は、企画提案書等を提出したすべて事業者を対象に別途通知します。

(2) 第二次選考（プレゼンテーション）

実施日 令和3年7月29日（木）

場 所 横浜みなとみらいホール仮事務所

実施時間 1事業者につき25分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度）とします。

評価者 プロポーザル評価委員会

結果通知 プレゼンテーション選考に参加したすべての事業者に速やかに通知します。通知は電子メールによる送付です。選定に関する異議等は受け付けません。なお、交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。

第二次選考の詳細は、第一次選考を通過した参加事業者を対象に別途通知します。

1.3 評価項目

(1) 提案内容に対する視点

ア 委託目的の理解度及び受託に必要な基本知識

- イ SEO 対策やホールブランディングを含むウェブサイトの企画力・構成力
 - ウ 新しく実装する機能の実現性
 - エ 安全性・運用しやすさ
 - オ ウェブアクセシビリティ
 - カ デザイン
 - キ 提案内容の実現性とスケジュールの妥当性
 - ク 価格の適正性
 - ケ 提案書の構成・分かりやすさ
- (2) 実施体制に対する視点
- ア 組織の安定性（業務体制・配置スタッフ）及びホール担当者との協働姿勢
 - イ 類似業務における実績と成果
 - ウ モチベーション

1.4 評価者

本プロポーザル実施および特定等に関する審議は、次に示す評価者で行います。

- (1) 第一次選考 プロポーザル事務局及び外部有識者
- 横浜みなとみらいホール 経営グループ長
 - 横浜みなとみらいホール 経営グループ 運営チームリーダー
 - 横浜みなとみらいホール 経営グループ 運営チーム 担当者
 - 横浜みなとみらいホール 経営グループ 広報チーム 担当者
 - 外部有識者
- (2) 第二次選考 横浜みなとみらいホール ウェブサイト・リニューアル業務委託に係る
プロポーザル評価委員会
- 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 専務理事
 - 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 事務局長
 - 横浜みなとみらいホール 総支配人
 - 横浜みなとみらいホール 事業企画グループ長
 - 横浜みなとみらいホール 事業企画グループ チームリーダー
 - 横浜市文化観光局 横浜魅力づくり室 企画課 横浜プロモーション担当課長
- (3) 審議は非公開とします。

1.5 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記7参加資格の要件を満たさなくなった者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

1 6 契約に関する事項

交渉権第1位に選定された事業者と財団が協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

1 7 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 本プロポーザルに係る報酬はありません。
- (3) 企画提案書提出期間終了後の提案書等の修正または変更は一切認めません。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めません。
- (6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (7) 提出書類の著作権は参加申請者に帰属しますが、財団が本件の選定の公表等に必要な場合には、財団は提出書類の著作権を無償で使用できることとします。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報公開に関する規程に基づき、審査結果を開示する場合があります。
- (9) 委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ財団の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。

1 8 問合せ先

横浜みなとみらいホール 経営グループ 広報チーム プロポーザル担当
〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-3-1 PLOT48
電子メール pr_mmh@yaf.or.jp